全国薬害被害者団体連絡協議会 代表世話人 花井 十伍 殿 SJS患者会 代表 湯浅 和恵 殿 全国消費者協会連合会 事務局長 長見 萬里野 殿 全国地域婦人団体連絡協議会 会長 中畔 都舎子 殿 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 御中 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 会長 川島 霞子 殿 医薬品・治療研究会 代表 別府 宏圀 殿 医薬ビジランスセンター 理事長 浜 六郎 殿 薬害対策弁護士連絡会 代表 豊田 誠 殿 薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣 殿

> 樂天株式会社 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

2009年2月2日にいただきました「一般用医薬品のネット販売に関する再質問書」につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

1. ネット署名について

質問に対する前回の当社の回答の中でも言及しましたが、今までに集まった署名数 (楽天とヤフーの両社で累計30万件超(速報値))からも分かるように、一般用医薬 品の通信販売は、生活に深く根ざした必要不可欠な手段となっており、一般用医薬品 の通信販売が大幅に制限された場合には、国民の健康維持の観点から非常に大きな問 題があると考えます。このような声を行政に届けることは非常に重要と考え、署名活 動を行っているところです。ご理解を賜りたく何卒宜しくお願いいたします。

なお、再質問事項の前に記載されているご見解について、下記のとおり、当社の見解等を簡単に述べさせていただきます。

(2及び3について)

・ご指摘の事例については、通信販売及び店頭双方で大量購入を行っており、医薬品の 用法・用量などを大幅に逸脱した目的外利用であることから、対面販売でないことを 「起因とする」、医薬品の副作用により発生する健康被害の問題ではないと考えます。 したがって、署名活動が不当であるとのご主張はあたらないと考えます。

(4について)

・一般用医薬品の通信販売継続を求める趣旨の署名募集であることを案内しています。 また、誤って署名された場合には、ご連絡をいただければ削除する対応をしておりま す。

2. 再質問事項について

(1) 再質問1について

現時点のパトロールでは、表示内容の確認を行っています。

(2) 再質問2について

東京都からの各インターネット企業に向けた連絡を契機として契約解除としたことがあるほか、上記パトロールに基づく表示内容の改善指導を行っています。また、店舗横断的な対応が行われた例としては、目的外使用が行われた特定の鎮静剤につき販売中止を要請したことがあるほか、自殺に使われやすいとの報道がされた商品につき使用目的の確認を促す注意喚起等をしております。

(3) 再質問3について

ご指摘の事例は、医薬品の用法・用量などを大幅に逸脱した目的外利用であり、医薬品の副作用により発生する健康被害の問題とは明らかに違います。一方、個数制限の依頼がされていた医薬品につき制限をしないで販売をしてしまったことに対しては、

安全な販売環境の整備を図る必要があり、当該事例に関わる特定の鎮静剤の販売中止を出店店舗に要請したものです。

(4) 再質問 4 について

今回の改正薬事法の趣旨は専門家による適切な情報提供を主眼としていますので、その趣旨も踏まえ、年齢確認が必要な医薬品については、年齢を確認する等が必要であると考えます。したがいまして、通信販売においても所要の対応を行っていきます。

通信販売継続を可能とするための安全な販売環境の整備に向けて、業界内でルール整備等を議論しているところです。本日、厚生労働大臣が検討会の設置を公表されました。規制の根拠を対面か対面ではないかといった形式的な基準に求めるのではなく、科学的・合理的な根拠を裏づけとして、通信販売その他の販売方法を問わず、全ての販売経路で実質的に安全な販売体制を確立するという視点に立った検討が当該検討会で行われるべきと考えます。当社は、当該検討会の場に参画するとともに、建設的な国民的議論に積極的に関与していく所存です。

以 上